

山口県地球にやさしい環境づくり融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策施設を整備しようとする者に対し、当該整備に必要な資金の融資を行うことにより、温室効果ガスの低減を図り、もって地球温暖化防止に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化防止対策施設 別表1に掲げる施設とする。(以下、単に「温暖化防止施設」という。)をいう。
- (2) 取扱金融機関 別表2に掲げる金融機関をいう。

(資金の種類及び目的)

第3条 制度融資に係る資金の種類及び目的は別表3の「資金の種類」及び「目的」の欄に掲げるとおりとする。

(融資を受ける者の資格)

第4条 この要綱により融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを備えた者とする。

- (1) 県内居住者であること。ただし、住宅用太陽光発電システム、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化、保水性舗装、高反射塗装、再生可能エネルギー熱利用設備、省エネ設備については、県内に所在する住宅の所有者(新築予定者も含む。)又は居住者(設置を行うことについて住宅の所有者の同意を受けている者に限る。)であること。
- (2) 自己資金のみでは、温暖化防止施設を整備することが困難であること。
- (3) 温暖化防止施設の購入又は整備工事に着工していないこと。
- (4) 県税を滞納していないこと。

(融資の対象)

第5条 融資の対象は、温暖化防止施設で融資を受ける者が自らの用に供するものとする。

2 融資は、温暖化防止施設の設置又は購入に要する経費について行うものとし、他の公的補助又は融資を受ける場合は、当該金額を控除した額(10万円未満切り捨て)とする。

ただし、控除後の金額が、別表3に定める融資限度額を超えるときは当該限度額とする。

(融資の条件)

第6条 融資の条件(融資対象、融資限度額、融資利率、融資方法、融資期間、償還方法、保証)は、資金ごとにそれぞれ別表3の「融資条件」の欄に掲げるとおりとする。

(融資の申込み)

第7条 融資を受けようとする者は、山口県地球にやさしい環境づくり融資認定申請書(別記第1号様式。以下「認定申請書」という。)及び認定申請書

に記載する書類を添えて取扱金融機関に提出しなければならない。

(融資の認定等)

第8条 取扱金融機関は、前条の規定により認定申請書を受理したときは、融資の適否について審査し、別記第2号様式により知事に回付するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定申請書の回付があったときは、その内容を審査し融資の適否を取扱金融機関及び融資申込者に通知するとともに、融資を適当と認めるときは、預託金の額等について取扱金融機関に通知するものとする。

(原資の預託)

第9条 県は、この要綱による融資を実施するため、必要な資金の一部（以下「原資」という。）を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託は、前条第2項の通知に係る融資額又は毎年度末の融資残高につき、当該取扱金融機関に対して行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、原資の預託時期、預託率、預託金の運用等については、県と取扱金融機関とが契約で定める。

(取扱金融機関の協調融資)

第10条 取扱金融機関は、第8条第2項の規定による通知を受けたときは、地球にやさしい環境づくり融資資金として融資するものとする。また、前条第1項に定める原資の預託を受けたときは、預託金に別に定める協調倍率を乗じた金額以上の融資残高を保有するよう努めるものとする。

2 取扱金融機関は、次の各号に定めるところにより融資を行わなければならない。

(1) 融資条件については、資金ごとにそれぞれ別表3の「融資の条件」の欄に掲げるとおりとする。

(2) 融資を行うに当たっては、次条各号に掲げる事項の遵守をその条件とすること。

(3) 融資を行うに当たっては、歩積両建預金及び相互掛金の条件を付してはならない。

(4) 取扱いに当たっては、一般業務との区分を明確にしておくこと。

3 取扱金融機関は、融資の決定を行ったときは、直ちに山口県地球にやさしい環境づくり融資決定報告書(別記第3号様式)を知事に提出するとともに、融資申込者に対しその旨を通知しなければならない。

4 取扱金融機関は、融資を実行したときは、直ちに山口県地球にやさしい環境づくり融資台帳(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(融資を受けた者の遵守事項)

第11条 融資を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 融資資金は、融資目的以外の目的に使用しないこと。

(2) 温暖化防止施設整備計画を変更しようとするときは、あらかじめ山口県地球にやさしい環境づくり融資整備計画変更承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、知事が特に認めた軽微な変更については、この限りでない。

- (3) 温暖化防止施設の購入又は整備工事に着工したときは、速やかに山口県地球にやさしい環境づくり融資施設整備工事着工・購入届（別記第6号様式）を知事に提出すること。ただし、低公害車の購入の場合は、車検証の写しを添付すること。
- (4) 温暖化防止施設の整備が完了したときは、完了後30日以内に山口県地球にやさしい環境づくり融資施設整備完了報告書（別記第7号様式）を知事に提出すること。
- (5) 融資に係る経理を常に明らかにするとともに、資金の支払いを証明する書類を整理保存しておくこと。

（一時償還）

第12条 知事は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて融資資金の全部又は一部を一時に償還させる必要があると認めるときは、その旨を取扱金融機関に指示するものとし、取扱金融機関は、融資を受けた者に対し、当該指示に係る融資資金を一時に償還させるための措置をとるものとする。

- (1) 融資の申込みの際に提出した書類に不実の記載があったとき。
- (2) 融資資金を融資の目的以外に使用したとき。
- (3) 温暖化防止施設の購入又は整備を中止し、若しくは正当な理由がなく、これらの購入・着工又は完了が著しく遅延したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、融資を受けた者に、償還不能その他融資を解約すべきと認められる事由が生じたとき。

2 知事は、前項の規定により指示した取扱金融機関に対し、当該指示に係る融資資金に対応する預託金の返還を命ずることができるものとする。

（報告及び調査）

第13条 知事は、必要があると認めるときは、取扱金融機関又は融資を受けた者に対し、報告を求め、帳簿その他の関係書類、温暖化防止施設を実地に調査することができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の山口県地球にやさしい環境づくり融資要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づいて行った融資については、なお従前の例による。

3 改正後の山口県地球にやさしい環境づくり融資要綱（以下「改正後の要項」という。）第8条、第9条、第11条及び第12条の規定の適用については、

改正前の要綱第2条第2号に規定する取扱金融機関の融資残高がなくなるまでの間、改正後の要綱第8条、第9条、第11条及び第12条の規定中「取扱金融機関」とあるのは、「山口銀行、西京銀行、中国労働金庫、山口県内に本店を置く各信用金庫」とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。ただし、別表2の改正規定は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条第 1 号関係)

地球温暖化防止対策施設
次世代自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、LPG自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、燃料電池自動車で新車に限る。）
住宅用太陽光発電システム（未使用品に限る。全量売電とするものを除く。）
再生可能エネルギー熱利用設備（太陽熱利用給湯システム、太陽熱利用空調システム、地中熱利用システム、ペレットストーブで未使用品に限る。）
省エネ設備（新たに整備するものに限る。）
屋上緑化（新たに整備するものに限る。）
壁面緑化（新たに整備するものに限る。）
保水性舗装（新たに整備するものに限る。）
駐車場緑化（新たに整備するものに限る。）
高反射塗装（新たに整備するものに限る。）

別表 2 (第 2 条第 2 号関係)

取扱金融機関
株式会社 山口銀行
株式会社 西京銀行
中国労働金庫
東山口信用金庫
萩山口信用金庫
西中国信用金庫
山口県信用組合
山口大島農業協同組合
岩国市農業協同組合
山口東農業協同組合
南すおう農業協同組合
周南農業協同組合
防府とくち農業協同組合
山口中央農業協同組合
山口宇部農業協同組合
下関農業協同組合
山口美祢農業協同組合
長門大津農業協同組合
あぶらんど萩農業協同組合

別表 3 (第 3 条、第 6 条関係)

資金の種類	地球にやさしい環境づくり 融資資金	住宅用太陽光発電システム等 整備資金	
目的	温暖化防止対策施設を新たに 整備しようとする者の資金調 達を円滑にし、温室効果ガス の低減を図り、もって地球温 暖化防止に資することを目的 とする。	住宅用太陽光発電システム等 を新たに整備しようとする者 の資金調達を円滑にし、温室 効果ガスの低減を図り、もっ て地球温暖化防止に資するこ とを目的とする。	
融 資 条 件	融 資 対 象	次世代自動車、屋上緑化、壁 面緑化、駐車場緑化、保水性 舗装、高反射塗装、省エネ設 備	住宅用太陽光発電システム（ 全量売電とするものを除く） 再生可能エネルギー熱利 用設備 省エネ設備（住宅用太陽光 発電システム又は再生可 能エネルギー熱利用設備 と同時に 2 製品以上整備 する場合）
	融 資 限 度 額	5 0 0 万円	5 0 0 万円
	融 資 利 率	年 1 . 7 %	年 1 . 7 %
	融 資 方 法	証書貸付とする。	証書貸付とする。
	融 資 期 間	5 年以内 （据置期間 1 年以内可能）	10 年以内 （据置期間 2 年以内可能）
	償 還 方 法	元利均等月賦償還。 ただし、融資金額の 5 0 パー セント以内で半年毎の増額返 済も可能とする。	元利均等月賦償還。 ただし、融資金額の 5 0 パー セント以内で半年毎の増額返 済も可能とする。
	保 証	取扱金融機関が定める保証機 関の債務保証を受けるものと する。この場合、保証料は各 保証機関所定の利率とする。	取扱金融機関が定める保証機 関の債務保証を受けるものと する。この場合、保証料は各 保証機関所定の利率とする。

別 記 第 1 号様式（第 7 条第 1 項関係）

山口県地球にやさしい環境づくり融資認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

住 所
氏 名

印

山口県地球にやさしい環境づくり融資要綱により融資の認定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

設 備 の 種 類	
設 備 の 設 置 場 所	
融 資 申 込 額	円
当該制度融資以外の 公 的 融 資 申 込 額	円
国 等 か ら の 補 助 金 額	円
償 還 期 間	年
融 資 申 込 金 融 機 関	

※添付書類

- (1) 設計書又は仕様書
- (2) 契約書又は見積書の写し
- (3) 県税納税証明書（全ての県税）
- (4) 市町税納税証明書（個人住民税のみ）
- (5) 取扱金融機関所定の融資申込書の写し

年 月 日

山口県知事 様

取扱金融機関 印

山口県地球にやさしい環境づくり融資認定申請書の送付について

このことについて、下記の者から融資申込がありましたので、関係書類を送付します。

記

融資申込者	住 所	
	氏 名	
審 査 意 見		
貸 付 予 定 額		円
貸 付 予 定 日		平成 年 月 日

添付書類

山口県地球にやさしい環境づくり融資認定申請書及び関係添付書類

書類送付先

〒753-8501 山口市滝町1-1
山口県環境生活部環境政策課 地球温暖化対策班

別記 第3号様式（第10条第3項関係）

山口県地球にやさしい環境づくり融資決定報告書

年 月 日

山口県知事 様

取扱金融機関 印

融資決定したので、下記のとおり報告します。

記

被融資者	住 所	
	氏 名	
融 資 額		円
貸 付 予 定 日	平成 年 月 日	

別記 第5号様式（第11条第2号関係）

山口県地球にやさしい環境づくり融資整備計画変更承認申請書

年 月 日

山口県知事 様

住 所
氏 名

印

平成 年 月 日付け融資認定通知に係る施設整備計画を変更したいので、
下記のとおり申請します。

記

施設の名称	
融資年月日	平成 年 月 日
変更の内容	
変更の理由	

- ※ 変更に係る施設の内容等が把握できる仕様書等を添付すること。
- ※ 「融資年月日」欄には、金融機関から融資を受けた日を記入すること。
- ※ 「変更の内容」欄及び「変更の理由」欄は、詳細に記入すること。

別記 第6号様式（第11条第3号関係）

山口県地球にやさしい環境づくり融資施設整備工事着工・購入届

年 月 日

山口県知事 様

住 所
氏 名 印

平成 年 月 日付け融資認定通知に係る施設整備工事に着工・購入したので、
下記のとおり届け出ます。

記

着工・購入年月日	平成 年 月 日
完了予定年月日	平成 年 月 日
工 事 費	円
その他参考事項	

添付書類

低公害車購入の場合は、車検証の写しも添付のこと。

※注 施設設備工事の着工・購入は、取扱金融機関からの融資決定後に行うこと。

山口県地球にやさしい環境づくり融資施設整備完了報告書

年 月 日

山口県知事 様

住 所
氏 名 印

平成 年 月 日付け融資認定通知に係る施設整備が完了したので、下記のとおり報告します。

記

所在地				
施設の名称				
事業費	当初見積額	円	精算額	円
	借受額	円	その他融資 自己資金	円
借入年月日	平成 年 月 日	金融機関	銀行 農業協同組合 金庫	支店 支所
着工年月日	平成 年 月 日	完了年月日	平成 年 月 日	

注1 この報告書は、施設整備完了後30日以内に提出すること。

注2 整備状況のわかる写真を添付すること。

注3 施設の購入の場合は、この報告書の提出は不要である。